

### 3 一般廃棄物処理基本計画改定の基本的考え方

- (1) 一般廃棄物処理基本計画の目標は、経営計画（平成18年1月）の基本方針に沿って「循環型ごみ処理システムの推進」とする。
- (2) 改定計画の計画期間は、平成27年度から平成41年度までの15年間とする。
- (3) 改定計画については、現行計画の施策の体系や取組を参考としつつ、国や都の施策や東日本大震災後の社会環境の変化を踏まえ策定する。
- (4) ごみ量及び最終処分量の予測については、社会経済情勢や関連法令などの趣旨を踏まえた上で行う。
- (5) 施設整備計画については、安定的かつ効率的な処理を基本としつつ、財政負担の低減、平準化についても配慮して策定する。
- (6) 計画の改定に当たっては、23区の一般廃棄物処理基本計画の内容を十分把握した上で策定する。